

日本DPO協会 第27回個人情報保護セミナー
「個人情報保護法第二次いわゆる3年ごと見直しの現状」

講師：ひかり総合法律事務所
板倉 陽一郎 先生

2024年7月4日(木) 15:00～16:00

あいさつ「個人情報保護法の課題」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

中間整理(2024年6月27日)

**個人情報保護法
いわゆる3年ごと見直しに係る
検討の中間整理**

令和6年6月27日

個人情報保護委員会

意見募集

- 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の公表及び同整理に対する意見募集
- 意見募集期間
- 令和6年6月27日(木)から同年7月29日(月)まで

【目次】①

- 第1 はじめに(中間整理の位置づけ等)
- 第2 個別検討事項
 - 1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方 .
 - (1)個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方
 - (2)第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)
 - (3)こどもの個人情報等に関する規律の在り方
 - (4)個人の権利救済手段の在り方

【目次】②

- 2 実効性のある監視・監督の在り方
 - (1)課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方
 - (2)刑事罰の在り方
 - (3)漏えい等報告・本人通知の在り方
- 3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方
 - (1)本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
 - (2)民間における自主的な取組の促進
- 4 その他
- 参考

個人情報保護委員会

「令和5(2023)年度年次報告の概要について」

- 令和5(2023)年6月
- I 個人情報保護法等に関する事務
- II マイナンバー法に関する事務
- III 国際協力
- IV 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

Ⅲ 国際協力

➤ D F F T 推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

- 令和5年6月、委員会の主催によりG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合（第3回）が初めて我が国で開催され、DFFT等について議論を行い、成果文書としてコミュニケのほか、初の行動計画を採択するとともに、生成AIに関する声明を採択した。
- 越境プライバシールール（CBPR）システムについて、令和4年4月に設立宣言したグローバルCBPRフォーラムの組織体制を整備し、執行機関同士の越境協力の枠組みに関する文書を公表した。また、普及・促進に向けた取組として、英国や米国でのワークショップに参加し、我が国でも国内事業者向けのワークショップを開催した。
- 相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、令和5年4月、日EU間で最初の共同レビューが完了した旨を発表し、相互認証が継続されることとなった。さらに、個人情報保護法の対象範囲の拡大（令和3年改正法施行）に合わせ、日本に対するEUの十分性認定の対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に向けた協議を開始した。（※）日英間も相互認証は継続、また十分性認定の対象範囲の拡大に向けて協議。
- DFFTへのリスク等に対応した国際的なスタンダードの形成として、無制限なガバメントアクセスに対処するために、OECD加盟国等で採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」を、国際会議で積極的に情報発信した。

➤ 国際動向の把握と情報発信

- 国際会議におけるG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の成果文書の発信。
- ウェブサイト上で掲載している個人情報保護に関する海外の法制度の情報等の拡充。

56件

主な国際会議への参加

➤ 国境を越えた執行協力体制の強化

- 英国のデータ保護機関であるICOとの間で、委員会としては初となる個人情報保護に関する協力覚書（MOC）を締結した。
- 令和5年10月のGPA年次総会の際、英国の情報コミッショナー、欧州データ保護監察機関（EDPS）の総裁及び韓国個人情報保護委員会の副委員長と、二国間面談を行い、関係強化に努めた。

49件

外国機関との
対話実績

Ⅲ 国際協力

- DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築
- ○相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、令和5年4月、日EU間で最初の共同レビューが完了した旨を発表し、相互認証が継続されることとなった。さらに、個人情報保護法の対象範囲の拡大(令和3年改正法施行)に合わせ、日本に対するEUの十分性認定の対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に向けた協議を開始した。(※)日英間も相互認証は継続、また十分性認定の対象範囲の拡大に向けて協議
- 国際動向の把握と情報発信
- 国境を越えた執行協力体制の強化

共同プレス・ステートメント (2024年6月20日ブリュッセル、ベルギー)

- 20 June 2024 Brussels, Belgium
- 個人情報保護委員会藤原静雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバー副委員長(価値・透明性担当)の会談に関する共同プレス・ステートメント
 - 2024年6月20日ブリュッセル、ベルギー

共同プレス・ステートメント (2024年6月20日ブリュッセル、ベルギー)

- Joint press statement for the meeting between Chairperson Shizuo Fujiwara of the Personal Information Protection Commission of Japan and Vice President Vera Jourová of the European Commission
(responsible for Values and Transparency)
- 個人情報保護委員会藤原静雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバー副委員長(価値・透明性担当)の会談に関する共同プレス・ステートメント
 - 2024年6月20日ブリュッセル、ベルギー

- 本日、個人情報保護委員会藤原静雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバー副委員長(価値・透明性担当)がブリュッセルで会談した。
- 今回の会談は、データ保護及びデータ流通の分野における日本とEUの緊密なパートナーシップを再確認する機会となった。日EU相互認証は、2019年1月に発効し、個人データが安全かつ自由に流通する世界最大の地域を創出し、この協力を継続的に強化するための唯一無二の基盤を提供するものである。
- これには、EUの十分性認定の利益を享受する国々との間で2024年3月4日のハイレベル・ラウンドテーブル及び5月30日のフォローアップ会合で議論されたように、信頼性のあるデータ流通の利益を最大化し、より緊密な執行協力の道を探るために、志を同じくする国々との協力を強化することが含まれる。

- 両者はまた、2023年4月に相互認証の第1回レビューが成功裏に完了したことを踏まえ、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に関する現在進行中の協議が着実に進展していることを歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意した。
- 十分性認定の対象範囲の拡大は、**学術研究分野・公的部門などの新たな分野**にまで保護を拡大した、日本のデータ保護の枠組みに係る2021年の改正を踏まえたものであり、規制協力や円滑な研究を促進するものである。また、日EU経済連携協定がもたらす利益を更に補完・増幅させ、個人データの交換に大きく依存する他の分野における協力を強化する道を開き得るものである。

- 藤藤原静雄委員長は次のとおり発言した。「日本にとって、EUは、自由、民主主義、法の支配、人権などの基本的な価値観や原則を共有する重要なパートナーである。とりわけ個人情報保護及びプライバシーの分野における信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の主要な要素の一つとして特に重要である。当委員会は、相互認証を更に補完するため、我々の優先事項であるEUによる十分性認定の対象範囲の拡大に関する作業を進めていきたいと考えている。また、我々は、2024年3月に発表した委員会の国際戦略に記載されているとおり、基本的な価値観を共有する他の国々との相互認証の枠組みを発展させるための作業を継続するつもりである。これと並行して、我々は、十分性ネットワークを強化するために、EUと更に協力するつもりである。」

- ベラ・ヨウロバー副委員長 は次の とおり発言した。「プライバシーに関する EU と日本の パートナーシップは、日 EU 関係の重要な要素である。両者の利益のために、学術研究分野・公的部門へのデータ流通も対象範囲とするために EU による日本への十分性認定の対象範囲を拡大する可能性に関する現在進行中の作業を大いに歓迎する。日 EU 間協力にとどまらず、自由で安全なデータ流通の利益を最大化するために志を同じくするパートナーと協力するとともに、この戦略的分野において共通のリーダーシップを発揮する絶好の機会が、現在 EU と日本に与えられている。これに関連して、十分性認定の利益を享受する国同士により緊密な協力のために我々が最近立ち上げたイニシアティブに、日本の個人情報保護委員会が積極的に参加することを大いに歓迎する。」

- 両者はまた、OECD の枠組みにおける 個人データ保護 及び プライバシーの分野 での「信頼性のある自由な データ流通」というコンセプトの 具体化 を含め、データ 流通 を促進するための前提条件として、高いデータ保護基準を推進するために国際レベルで協力を続ける意向を確認した。